

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第218号
事故等種類	かき養殖施設損傷
発生日時	平成26年12月24日 02時30分ごろ
発生場所	広島県早瀬瀬戸 大柿港引島防波堤北灯台から真方位160° 1,750m付近 (概位 北緯34°09.72' 東経132°29.29')
事故等調査の経過	平成26年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 光星丸、424トン
船舶番号、船舶所有者等	134633、林海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし かき養殖施設 かき筏 ^{いかだ} 3台が破損
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が単独の船橋当直につき、約10ノットの速力で手動操舵により早瀬瀬戸を北北西進した。 船長は、江田島市能美島とその東方の広島県呉市倉橋島との間に架かる早瀬大橋を通過し、船首方に「江田島市引島の南南東方沖に設置されたかき養殖施設」（以下「本件養殖施設」という。）の標識灯を認め、標識灯の西側が安全に航行できる海域と思い、左転して航行を続けた。 船長は、本件養殖施設の標識灯を右方に見て航行中、本件養殖施設を認め、急いで左舵を取り、機関を後進にかけたが、本船は、本件養殖施設に乗り入れた。 船長は、海上保安庁に事故の通報を行い、本船は、自力で本件養殖施設から離れた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約3.5mであった。 船長は、0.25海里レンジとしてレーダーを作動させていたが、感度調整を行っていなかったため、レーダー画面の映りが悪かった。 本件養殖施設の北東端及び南東端には、それぞれ以下の諸元の標識灯が設置されていた。 灯 質 毎4秒又は毎3秒に1閃光 灯 色 黄色

	光達距離 2 km 以上
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、早瀬瀬戸を北北西進中、船長が、船首方に本件養殖施設を示す標識灯を認めた際、本件養殖施設の敷設状態を知らなかったことから、標識灯の西側が安全に航行できる海域と思い、標識灯の西側に向けて航行し、本件養殖施設に乗り入れ、本件養殖施設を損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、早瀬瀬戸を北北西進中、船長が、船首方に本件養殖施設を示す標識灯を認めた際、本件養殖施設の敷設状態を知らなかったため、標識灯の西側が安全に航行できる海域と思い、標識灯の西側に向けて航行し、本件養殖施設に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 予定航行海域の水路情報を事前に入手しておくこと。